

# 札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱

平成 25 年 3 月 22 日  
保健福祉局長決裁

最近改正 平成 28 年 5 月 9 日

最近改正 令和元年 9 月 2 日

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、大規模な地震、風水害等の自然災害（以下「災害」という。）により家屋等が被害を受けた場合に、指定避難所における生活が困難な高齢者や障がい者等の避難支援活動を円滑に行うために社会福祉施設（以下「施設」という。）等に設置する避難所の指定、運営及び費用の負担等に関する手続きについて必要な事項を定める。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- (2) 要配慮者二次避難所 要配慮者に配慮した器物や消耗器材等を備えた特別な配慮がなされた避難所
- (3) 本庁主管部 保健福祉局総務部、高齢保健福祉部及び障がい保健福祉部

## （被災状況の確認）

第 3 条 災害の発生により区に災害対策本部が設置された場合に、本庁主管部から求めがあったときは、施設の長は当該施設の被災状況等を確認し、本庁主管部に対し、施設の被災状況等報告書（様式 1）を提出するものとする。ただし、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、本庁主管部からの求めを待たずに提出するものとする。

## （要配慮者の連絡及び相談）

第 4 条 区災害対策本部は、要配慮者二次避難所に収容すべき要配慮者に関する調書（様式 2）を本庁主管部へ提出し、本庁主管部と要配慮者の情報を共有する。

## （要配慮者二次避難所の指定）

第 5 条 本庁主管部は、第 3 条の規定による報告及び前条の規定による連絡を受け、要

配慮者の受け入れ対応が可能な施設を要配慮者二次避難所指定等通知書（様式3）により、要配慮者二次避難所に指定することができる。

2 本庁主管部は、前項の規定により要配慮者二次避難所を指定した場合は、直ちに要配慮者二次避難所の指定を受けた施設（以下「要配慮者二次避難所運営施設」という。）及び関係する区の災害対策本部に対して同時に通知しなければならない。

3 要配慮者二次避難所運営施設は、速やかに要配慮者の受け入れの準備を開始しなければならない。

4 要配慮者二次避難所の指定期間は、災害発生後7日以内とする。ただし、本庁主管部と要配慮者二次避難所運営施設との協議により、延長することができる。

5 第1項及び第2項の規定は、要配慮者二次避難所の解除について準用する。

（要配慮者二次避難所に収容する要配慮者の決定）

第6条 区災害対策本部は、第4条に基づく要配慮者の情報を把握した場合及び前条に基づく通知を受けた場合には、収容先となる要配慮者二次避難所運営施設と協議の上、要配慮者二次避難所に収容する要配慮者を決定し、要配慮者受入要請書（様式4）を本庁主管部及び要配慮者二次避難所運営施設に対して同時に通知するものとする。

2 前項に基づく決定を行う際、区災害対策本部は、要配慮者二次避難所運営施設との協議により、対象要配慮者の介護を行う家族を収容させることができる。

3 区災害対策本部は、要配慮者二次避難所に収容すべき要配慮者が、要配慮者二次避難所の収容可能人数を超えるときは、必要な調整を行った上で、第1項に基づく通知を行わなければならない。

（要配慮者の移送）

第7条 要配慮者二次避難所運営施設は、前条により決定した要配慮者を指定避難所から要配慮者二次避難所に移送するよう努めなければならない。ただし、区災害対策本部又は要配慮者の介護を行う家族が移送することもできる。

2 前項の移送に当たっては、区災害対策本部と要配慮者二次避難所運営施設との間で必要な連絡、調整を行うものとする。

（要配慮者二次避難所の運営）

第8条 要配慮者二次避難所の運営は、要配慮者二次避難所運営施設が行うものとする。

2 要配慮者二次避難所運営施設は、第6条に基づき要配慮者を収容した場合は、運営状況を要配慮者受入状況調書（様式5）及び要配慮者二次避難所運営報告書（様式6）

に記録するものとし、要配慮者受入状況調書は前日分の状況を毎日、受入要請のあった全ての区災害対策本部に報告するものとする。要配慮者二次避難所運営報告書は閉鎖後7日以内に、本庁主管部に報告するものとする。また、物資や人員に不足が生じる場合については、本庁主管部に応急救援物資等提供等依頼書（様式7）を送付し提供等を依頼する。

3 区災害対策本部は、前項において報告された調書を、本庁主管部に通知するものとする。

4 要配慮者二次避難所運営施設は、要配慮者二次避難所において避難している要配慮者やその他避難者が要配慮者二次避難所での生活を送ることが困難な場合には、区災害対策本部と協議し、区災害対策本部は、医療機関への入院、施設への入所等の措置を行うための便宜を図るものとする。

5 本庁主管部は、要配慮者二次避難所の運営に必要な食料、寝具、その他器物や消耗器材を要配慮者二次避難所に提供するよう努めなければならない。

（費用の負担）

第9条 市は、要配慮者二次避難所の設置及び運営に当たって生じた次に掲げる費用について負担するものとする。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令、通知等により規定された日常生活上の支援を行うために必要な器物や消耗器材等の費用

(2) 前号に定めるものを除くほか、市が必要と認めた費用

2 要配慮者二次避難所運営施設は、要配慮者二次避難所の設置及び運営に当たって生じた前項に係る費用について、要配慮者二次避難所設置運営費請求書（様式8）により、市に対して請求するものとする。

3 市は、前項に基づく請求書の内容を審査し、費用を負担することが適当であると認められるときは、負担額を決定し、要配慮者二次避難所運営施設に交付するものとする。

（区間調整が必要となる事項への対応等）

第10条 この要綱の実施に当たり、区間調整が必要となる事項については本庁主管部と区との間で協議を行うものとする。

（施設を構成員とする団体への情報提供）

第11条 本庁主管部は、施設を構成員とする団体の求めに応じて、施設の被災状況や要

配慮者二次避難所の指定に係る情報等を提供するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は本庁主管部の長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月9日）

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則（令和元年9月2日）

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。